

# 青森県報

号外第五十号	令和七年 五月二十一日 (水曜日)
--------	-------------------------

三 実施場所 青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館  
四 受講定員 二十人(予定)  
受講対象者

受講申込日において、次のいずれかに該当する者とする。

- 1 最近五年間に受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

2 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第二十三条第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

- 3 検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者
- 4 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一条第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

- 5 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者
- 六 受講申込みの手続
- 1 受講申込みの受付期間等
- (一) 受付期間 令和七年六月二日(月)から同月六日(金)までの間(予定)
- (二) 受付時間 午前九時から午後四時までの間
- (三) 受付の締切り 受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定人員に達し次第、受付を締め切る。

- 一 講習の区分
- 法第二条第一項第二号に規定する警備業務に係る新規取得講習
- 二 実施期間及び実施時間
- 令和七年六月三十日(月)から同年七月七日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前九時十五分から午後五時十分まで

## 2 受講申込書の受付場所

青森県内の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

## 3 申込方法

六の2の受付場所に受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

## 4 受講申込みの書類

講習規則別記様式第一号の受講申込書（申込み前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真一葉を貼り付けること。）一通に、受講対象者に該当することを疎明する次の書面一通を添付すること。

(一) 五の1に該当する場合には、警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(二) 五の2に該当する場合には、一級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証明書の写し

(三) 五の3に該当する場合には、二級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(四) 五の4に該当する場合には、旧一級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証の写し

(五) 五の5に該当する場合には、旧二級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証の写し及び警備業務従事証明書

## 5 受講手数料

受講手数料三万八千円分を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。

## 6 講習受付時間

講習初日の午前九時から午前九時十分までの間

## 7 八 その他

1 講習受講後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

2 受講者は、筆記用具を持参すること。

## 九 受講申込みに関する問合せ先

1 青森県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話〇一七一七二三一四二一一

## 青森県公安委員会告示第六十八号

## 2 青森県内の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。）第二十二条第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習（法第二十二条第二項に規定する警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。）第七条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けている者に対する当該資格者証等に係る警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る講習。以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第二条の規定により公示する。

令和七年五月二十一日

青森県公安委員会委員長 横 町 俊 明

## 一 講習の区分

法第二条第一項第二号に規定する警備業務に係る追加取得講習

## 二 実施期間及び実施時間

令和七年七月三日（木）から同月七日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前九時十五分から午後四時十五分まで

## 三 實施場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

## 四 受講定員

五人（予定）

## 五 受講対象者

受講申込日において、受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者で、かつ、次のいずれかに該当するものとする。

1 最近五年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

2 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以

下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第二十三条第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

3 検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

4 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一条第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

5 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

## 六 受講申込みの手続

### 1 受講申込みの受付期間等

#### (一) 受付期間

令和七年六月三日（火）から同月六日（金）までの間（予定）

#### (二) 受付時間

午前九時から午後四時までの間

#### (三) 受付の締切り

受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者が予定人員に達し次第、受付を締め切る。

### 2 受講申込書の受付場所

青森県内の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

### 3 申込方法

六の2の受付場所に受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

### 4 受講申込みの書類

講習規則別記様式第一号の受講申込書（申込み前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ一・四センチメートルの写真一葉を貼り付けること。）一通及び既に交付を受けている警備業

務の区分に係る資格者証等の写しに、受講対象者に該当することを疎明する次  
書面一通を添付すること。

(一) 五の1に該当する場合には、警備業務に従事していたことを證明する警備業  
者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(二) 五の2に該当する場合には、一級検定（当該警備業務の区分に係るものに限  
る。）の合格証明書の写し

(三) 五の3に該当する場合には、二級検定（当該警備業務の区分に係るものに限  
る。）の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(四) 五の4に該当する場合には、旧一級検定（当該警備業務の区分に係るものに  
限る。）の合格証の写し

(五) 五の5に該当する場合には、旧二級検定（当該警備業務の区分に係るものに  
限る。）の合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 受講手数料 一万四千円分を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入す  
ること。

### 七 講習受付時間

講習初日の午前九時から午前九時十分までの間

### 八 その他

講習受講後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対  
し、講習修了証明書を交付する。

2 受講者は、筆記用具を持参すること。

### 九 受講申込みに関する問合せ先

1 受講申込みの受付場所

1 青森県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話〇一七一七二三一四二一一

2 青森県内の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

(発行所  
青森市長・島一丁人)  
森目一番一  
県号

(印刷所  
青森市第二間奥印刷株式会社  
東奥印刷株式会社)  
三丁目一  
番七号

定価小口一枚二付二十一円七十銭  
毎週月・水・金曜日発行